

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行情）諮問第399号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行情）答申第403号）

事件名：「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『河野談話作成過程等に関する検証チーム』に関連して内閣官房が作成・取得した全ての文書及び同検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名，日付け，作成者（部署）名，同検討チームに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名，日付け，作成者（部署）名が分かる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる142文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，別表に掲げる部分を開示すべきであり，文書1，文書3，文書16及び文書17を対象として，改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年7月9日付け閣副第686号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は，文書12ないし文書15を除く137文書を理由番号1または2によって不開示としたが，一つ一つの文書がなぜ不開示事由に該当するのかを何ら具体的に説明していない。
- (2) 処分庁は，文書142を不開示とした理由を，「作成及び取得していないため」と説明したが，日本の役所が大量の文書を取り扱って業務を行う場合に，文書の一覧を作成しないことは常識的にあり得ない。説明は事実と異なる可能性が極めて高い。
- (3) 以上の通り，原処分は法に違反している。よってその取消しを求めるため，本件審査請求を行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

平成27年8月27日付けで受け付けた，処分庁による原処分に対する

審査請求については、下記の理由により、原処分維持が適当であると考え
る。

2 本件対象文書について

- (1) 河野談話作成過程等に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、国会からの求めに応じ、慰安婦問題に関して、河野談話作成過程における韓国とのやりとりを中心に、後続措置であるアジア女性基金までの一連の過程についての実態の把握を行うため、平成26年4月25日に準備会合を行った後、同年5月14日、同月30日、同年6月6日、同月10日の計4回にわたり議論を行い、同月20日付けで「慰安婦問題を巡る日韓関のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」（以下「報告書」という。）を公表した。
- (2) 審査請求人が請求した文書名は「検討チームに関連して内閣官房が作成・取得した全ての文書及び同検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名、同検討チームに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名が分かる文書」であることから、本件対象文書は、前段の「検討チームに関連して内閣官房が作成及び取得した全ての文書」及び後段の「検討チームに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名、同検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名が分かる文書」であると理解される。

3 原処分の妥当性について

(1) 開示請求の前段について

「検討チームに関連して内閣官房が作成及び取得した全ての文書」については、

- ① 検討チーム準備会合～第4回の資料
- ② 検討チーム準備会合～第4回の議事概要
- ③ 当時の政府職員からのヒアリング概要
- ④ 報告書の英訳
- ⑤ 慰安婦問題基礎公表資料
- ⑥ 河野談話の作成過程等に関する検討結果 但木座長，兼原副長官補
記者会見概要
- ⑦ 慰安婦問題を巡る日韓関のやりとりの経緯に関する座長会見録
- ⑧ 検討チームの閲覧に供した内閣官房副長官補室（旧外政審議室）保
管分資料

と特定した上で、④ないし⑦について開示、①ないし③、⑧については以下の理由により不開示とした。

(2) ①・②「検討チーム」準備会合～第4回の資料・議事概要について

個人の氏名，所属等は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであるため，公表慣行のあるものを除き，不開示とした。また，平成3年末に開始された調査の実施過程，平成5年8月4日に発表された官房長官談話又は調査結果の作成過程若しくは検討チームの検討過程での公にしないことを前提としたやりとりの内容に関する記述であって，公にすることにより，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるととも，政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示とした（法5条1号，3号，5号及び6号）。

(3) ③当時の政府職員からのヒアリング概要について

個人の氏名，所属等は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであるため，公表慣行のあるものを除き，不開示とした。また，検討チームの検討過程での公にしないことを前提としたやりとりの内容に関する記述であって，公にすることにより，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるととも，政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示とした（法5条1号，3号，5号及び6号）。

(4) ⑧検討チームの閲覧に供した内閣官房副長官補室（旧外政審議室）保管分資料について

平成3年末に開始された調査の実施過程，平成5年8月4日に発表された官房長官談話又は調査結果の作成過程若しくは検討チームの検討過程での公にしないことを前提とした資料又はやりとりの内容に関する記述であって，公にすることにより，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるととも，政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示とした。また，個人の氏名，所属等が含まれるものは，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであるため，公表慣行のあるものを除き，不開示とした（法5条（1号，）3号，5号及び6号）。

(5) 開示請求の後段について

内閣官房としては作成及び取得していないため不存在とした。

(6) 審査請求人に対する行政文書開示決定等に係る通知の際には，法5条の該当号ごとに，不開示理由について，

ア 上記（2），（3）及び（4）の一部（法5条1号に該当するもの）について理由1

イ 上記（4）の残りの部分について理由2

ウ 上記（５）について理由３

として表形式にまとめ、一覽性を確保した。

（７）以上のことから、前段、後段に係る開示決定及び不開示決定とした原処分は妥当である。

４ 審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、原処分について、

ア 「文書１３７件を理由番号１又は２によって不開示としたが、一つ一つの文書がなぜ不開示事由に該当するのかを何ら具体的に説明していない」こと

イ 後段について「不開示とした理由を、「作成及び取得していないため」と説明したが、日本の役所が大量の文書を取り扱って業務を行う場合に、文書の一覽を作成しないことは常識的にあり得ない。説明は事実と異なる可能性が極めて高い」こと

を理由に、原処分の取消しを求めている。

（２）しかし、上記（１）アについては上記３で述べたとおり、各文書について法５条の該当号ごとに不開示理由についてそれぞれ具体的に説明したうえで、表にまとめた形式をとっており、適切に処分を行ったものであり、審査請求人の主張は当たらない。

上記（１）イについては、審査請求人が、「日本の役所が大量の文書を取り扱って業務を行う場合に、文書を作成しないことは常識的にあり得ない」と述べている点に関し、それは審査請求人の一方的な主張であり、事実として、内閣官房が、審査請求人が請求した文書を作成・取得乃至保有していないことから、審査請求人の主張は当たらない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成２８年６月１日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月２０日 | 審議 |
| ④ 平成２９年１２月４日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成３０年１月１０日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる１４２文書である。

審査請求人は、「検証チームに関連して内閣官房が作成・取得した全ての文書」（以下「前段請求文書」という。）に係る原処分の取消し及び「同検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名、同検討チームに提供した内閣官房が主管する全

ての文書の件名，日付け，作成者（部署）名が分かる文書」（以下「後段請求文書」という。）に該当する文書の特定を求めており，諮問庁は，本件対象文書として142文書を特定し，このうち前段請求文書に該当する対象文書（以下「前段対象文書」という。）については，その一部が法5条1号，3号，5号及び6号に該当するとして一部開示とし，また，後段請求文書に該当する対象文書（以下「後段対象文書」という。）については，存在しないとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，前段対象文書の不開示情報該当性及び後段対象文書の保有の有無について検討する。

2 前段対象文書の不開示情報該当性について

（1）検討チームの議事概要について

文書2，文書4，文書6，文書8及び文書10の不開示部分には，他国等から入手した情報も含め，河野談話作成に至る政府部内での審議の過程，また，アジア女性基金の事業実施等に係る文書について，検討チームが議論した内容が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，慰安婦問題等についての我が国の対応方針，アジア女性基金に関する我が国の考え方等が明らかとなり，他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条1号，5号及び6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（2）検討チームの会合で配布・回収された他国に関する情報が含まれる資料について

文書1の106枚目ないし146枚目，文書3の14枚目ないし45枚目，文書5の16枚目ないし33枚目，文書7の26枚目及び27枚目，文書16並びに文書17の不開示部分には，慰安婦問題に関し，我が国と他国等との交渉の概要及び政府部内での検討内容等が記載されている。

また，文書11の不開示部分には，検討チームの会合で配布・回収された資料のうち，河野談話作成当時，作業に関わっていた政府職員から，作成過程の状況をヒアリングした内容が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，慰安婦問題等について，他国から提供された情報及び慰安婦問題に関する我が国の対応方針等が明らかとなり，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条1号，5号及び6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 検討チームの会合で配布・回収された参考資料について

文書1, 文書3, 文書5及び文書7(いずれも上記(2)の不開示部分を除く。)並びに文書9の不開示部分には, 河野談話作成からアジア女性基金までの一連の過程を検討するに当たり検討チームの会合で配布・回収された資料の内容等が記載されている。

当該部分のうち, 以下に掲げる部分を除く部分については, これを公にすることにより, 検討チームにおける未成熟な検討内容が明らかとなり, 今後, 同種の会合における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので, 法5条5号に該当し, 同条1号, 3号及び6号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

しかしながら, 文書1の13枚目ないし104枚目, 文書5の41枚目ないし46枚目, 文書7の32枚目ないし37枚目及び文書9の28枚目ないし33枚目については, 既に公開されている情報である。これらに含まれている法5条1号本文前段の個人に関する情報は, 法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報であると認められ, 同号ただし書イに該当する。また, これらを公にしたとしても, 国の安全が害されるおそれ又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれ, 他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず, 国の機関相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことから, 同条1号, 3号, 5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

(4) 検討チームの閲覧に供した資料について

文書18ないし文書141については, いずれも, 検討チームが河野談話の作成からアジア女性基金までの一連の過程を検証するに当たり, 処分庁が検討チームの閲覧に供した資料である。

ア 電信システムに関する情報について

文書26, 文書27, 文書31, 文書34, 文書36, 文書44, 文書48, 文書53, 文書57ないし文書62, 文書64ないし文書66, 文書68, 文書69, 文書71ないし文書73, 文書76, 文書77, 文書80, 文書82, 文書83, 文書85, 文書94, 文書95, 文書100, 文書101, 文書110及び文書113の不開示部分の一部には, 外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすることにより, 電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ, 国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることに

つき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 上記アに掲げる不開示部分を除く部分について

(ア) 他国等との協議のための対処方針、他国等と協議した内容及び他国等から入手した情報について

文書18、文書21、文書22、文書26、文書29ないし文書31、文書33ないし文書36、文書39、文書43、文書44、文書48、文書53、文書54、文書57、文書60ないし文書62、文書68、文書90、文書94、文書95、文書97ないし文書99、文書104、文書105、文書110、文書126、文書130、文書135及び文書136の不開示部分には、慰安婦問題について他国等と協議する際の我が国の対処方針、他国等との協議内容及び他国等から取得した情報が記載されている。

当該部分のうち、以下に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、慰安婦問題に関する我が国の対応方針、他国と協議した内容及び他国から提供された情報等が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書48の6枚目及び7枚目並びに文書126の3枚目については、既に公開されている情報である。これらの中に含まれている法5条1号本文前段の個人に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、これらを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、同条1号、3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 当時の政府職員からのヒアリング概要について

文書120ないし文書123の不開示部分には、河野談話作成当時、作業に関わっていた政府職員から、同談話作成過程の状況を聴

取した内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、慰安婦問題等について他国から提供された情報及び我が国の当時の詳細な検討状況等が明らかとなり、我が国の慰安婦問題に関する対応方針を推察することが可能となる結果、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 政府部内での協議・検討内容について

文書87ないし文書89、文書91ないし文書93、文書96、文書124、文書125、文書133、文書134及び文書137ないし文書139の不開示部分には、平成5年8月4日に発出された河野談話及び内閣官房内閣外政審議室（当時。以下同じ。）により発表された「いわゆる従軍慰安婦問題について」の作成過程における政府部内での検討内容が記載されている。

また、文書19、文書24、文書28、文書32、文書37、文書40、文書42、文書49、文書51、文書52、文書56、文書70、文書73、文書75、文書84、文書109、文書127ないし文書129、文書131及び文書140の不開示部分には、慰安婦問題に関する調査結果を含め、慰安婦問題等についての政府部内での協議・検討内容等が記載されている。

当該部分のうち、以下に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当時の政府部内における慰安婦問題に関する未成熟な検討内容が明らかとなり、原処分時点においても、将来の同種の文書の策定作業に際し政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関相互間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条1号、3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書109の7枚目ないし12枚目、文書127の5枚目並びに文書131の7枚目ないし15枚目、18枚目ないし22枚目及び36枚目ないし46枚目については、既に公開されている情報又は報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等が記載されている。これらの中に含まれている法5条1号本文前段の個人に関する情報は、公表されている若しくは公にすることが予定されていたことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、これらを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、同条1号、3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 関係者等とのやり取り及び関係者等から聴取した内容等について
文書27、文書38、文書41、文書45ないし文書47、文書50、文書55、文書58、文書59、文書63ないし文書67、文書69、文書71、文書72、文書74、文書76ないし文書83、文書85、文書86、文書101ないし文書103、文書108、文書113、文書114、文書116、文書132及び文書141の不開示部分には、関係者等とのやり取り、関係者等から聴取した内容及び河野談話発表に当たっての関係者との協議の準備に関する内容等が記載されている。

当該部分のうち、以下に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書108については、内閣外政審議室及び外務省が特定政党に対し慰安婦問題について説明した概要等が記載されている。これらの中に含まれている法5条1号本文前段の個人に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、これらを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、同条1号、3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) 訴訟に関する対応について

文書115、文書117及び文書118の不開示部分には、元慰

安婦による訴訟に関する文書及びそれに対する政府の対応方針等を検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、争訟における国側の対応方針及び検討要領等が推察され、今後の同種の争訟に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当し、同条1号、3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (カ) 想定問答， 対外応答要領及び記者ブリーフィングの記録について
- a 文書20について
- (a) 文書20の不開示部分には、慰安婦問題等について報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等が記載されている。
- (b) 文書20について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、文書20には内閣外政審議室及び外務省が作成していた途中の段階における応答要領案が記載されており、処分庁が外務省に確認したところ、文書20の作成日より後の日付けが記載された同様の応答要領が、外務省に対する別件開示請求を受けて開示されていることが判明した旨説明があった。
- (c) 外務省から当該別件開示請求で開示された応答要領の提示を受けて確認したところ、当該応答要領には文書20より後の日付けが記載されており、また、文書20には同文書が作成の途中であることを示唆する記述が手書きされていることを踏まえると、文書20は作成途中の段階における応答要領案である旨の諮問庁の上記aの説明は不自然、不合理とはいえない。
- (d) そこで、文書20の不開示部分のうち、下記eに掲げる部分を除く部分について検討すると、これを公にすることにより、慰安婦問題等について政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関相互間における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (e) しかしながら、文書20の6枚目ないし10枚目については、既に公開されている情報であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の

中立性が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b 文書23、文書25、文書106、文書107、文書111、文書112及び文書119について

文書23、文書25、文書106、文書111、文書112及び文書119の不開示部分には、慰安婦問題等について報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等が、また、文書107の不開示部分には、内閣外政審議室長（当時）による記者ブリーフィングの記録の概要等が記載されている。

上記はいずれも報道機関等に対しその内容を公にすることが想定される前提で作成された文書又は既に公開されている情報が記載された文書であり、これを公にしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (キ) 報道機関から入手した情報について

文書100には、政府が特定報道機関から入手した情報が記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 後段対象文書の特定の妥当性について

- (1) 後段対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名、同検討チームに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名、日付け、作成者（部署）名が分かる文書」の開示を求めるものである。

イ 上記請求文言にいう「検討チームの閲覧に供した」又は「同検討チ

ームに提供した」，「内閣官房が主管する文書の件名，日付け，作成者（部署）名が分かる文書」に完全に一致する文書は作成も取得もしていないため，不開示の決定を行った。

ウ 本件開示請求を受け，念のため，関係部署において，執務室の机，書庫及びパソコン上のファイル等について探索を行ったが，その保有を確認できなかったことから，文書不存在につき不開示とした。また，本件審査請求を受け，確実に期すために，再度，執務室の机，書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが，後段対象文書に係る本件対象文書の保有は確認されなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ，文書 1，文書 3，文書 16 及び文書 17 のそれぞれの一部には，検討チームが報告書を作成するに当たり参照した，内閣官房が保有する文書の件名及び日付け等が記載されており，上記開示請求文言に完全に一致するとはいえないが，本件開示請求の趣旨に照らして合理的に解釈すれば，本件開示請求は，「文書の件名，日付け，作成者（部署）名」の全てが記載された文書のみならず，その一部の記載がないものの開示をも求めているものと解されることから，これらはいずれも後段請求文書に該当するものと認められる。

一方，上記（1）ウの 2 度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とは考えられず，本件対象文書以外に後段請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も特段認められないことから，後段請求文書を作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記（1）イ及びウの説明は，文書 1，文書 3，文書 16 及び文書 17 の点を除いては否定できず，したがって，内閣官房副長官補において文書 1，文書 3，文書 16 及び文書 17 の外に後段請求文書を保有しているとは認められない。

(3) したがって，後段対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした原処分については，処分庁において文書 1，文書 3，文書 16 及び文書 17 を保有していると認められるので，これらにつき改めて開示決定等をすべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法 5 条 1 号，3 号，5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分のうち，別表に掲げる部分を除く部分は，同条 3 号，5 号並びに 6 号柱書き及び口に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表に掲げる部分は，同条 1 号，3 号，5 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであり，内閣官房副長官補において，本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書として文書 1，文書 3，文書 16 及び文書 17 を保

有していると認められるので、これらを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

文書番号	開示すべき部分
文書 1	1 3 枚目ないし 1 0 4 枚目
文書 5	4 1 枚目ないし 4 6 枚目
文書 7	3 2 枚目ないし 3 7 枚目
文書 9	2 8 枚目ないし 3 3 枚目
文書 2 0	6 枚目ないし 1 0 枚目
文書 2 3	全部
文書 2 5	全部
文書 4 8	6 枚目及び 7 枚目
文書 1 0 6	全部
文書 1 0 7	全部
文書 1 0 8	全部
文書 1 0 9	7 枚目ないし 1 2 枚目
文書 1 1 1	全部
文書 1 1 2	全部
文書 1 1 9	全部
文書 1 2 6	3 枚目
文書 1 2 7	5 枚目
文書 1 3 1	7 枚目ないし 1 5 枚目, 1 8 枚目ないし 2 2 枚目及び 3 6 枚目 ないし 4 6 枚目

別紙

- 文書 1 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」準備会合資料
- 文書 2 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」準備会合議事概要
- 文書 3 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 1 回資料
- 文書 4 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 1 回議事概要
- 文書 5 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 2 回資料
- 文書 6 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 2 回議事概要
- 文書 7 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 3 回資料
- 文書 8 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 3 回議事概要
- 文書 9 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 4 回資料
- 文書 1 0 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」第 4 回議事概要
- 文書 1 1 当時の政府職員からのヒアリング
- 文書 1 2 Details of Exchanges between Japan and the Republic of Korea (ROK) Regarding the Comfort Women Issue～From the Drafting of the Kono Statement to the Asian Women' s Fund～
- 文書 1 3 慰安婦問題基礎公表資料
- 文書 1 4 河野談話の作成過程等に関する検討結果 但木座長，兼原副長官補記者会見概要
- 文書 1 5 慰安婦問題を巡る日韓間のやり取りの経緯に関する座長会見録
- 文書 1 6 事務資料（慰安婦問題関連）（1）
- 文書 1 7 事務資料（慰安婦問題関連）（2）
- 文書 1 8 事務資料（慰安婦問題関連）（3）
- 文書 1 9 事務資料（慰安婦問題関連）（4）
- 文書 2 0 事務資料（慰安婦問題関連）（5）
- 文書 2 1 事務資料（慰安婦問題関連）（6）
- 文書 2 2 事務資料（慰安婦問題関連）（7）
- 文書 2 3 事務資料（慰安婦問題関連）（8）
- 文書 2 4 事務資料（慰安婦問題関連）（9）
- 文書 2 5 事務資料（慰安婦問題関連）（1 0）
- 文書 2 6 電信（慰安婦問題関連）（1）
- 文書 2 7 電信（慰安婦問題関連）（2）
- 文書 2 8 事務資料（慰安婦問題関連）（1 1）
- 文書 2 9 事務資料（慰安婦問題関連）（1 2）
- 文書 3 0 報告・供覧（慰安婦問題関連）（1）
- 文書 3 1 電信（慰安婦問題関連）（3）
- 文書 3 2 事務資料（慰安婦問題関連）（1 3）
- 文書 3 3 報告・供覧（慰安婦問題関連）（2）

文書 3 4	電信 (慰安婦問題関連) (4)
文書 3 5	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 4)
文書 3 6	電信 (慰安婦問題関連) (5)
文書 3 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 5)
文書 3 8	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 6)
文書 3 9	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 7)
文書 4 0	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 8)
文書 4 1	事務資料 (慰安婦問題関連) (1 9)
文書 4 2	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 0)
文書 4 3	決裁書 (慰安婦問題関連) (1)
文書 4 4	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 1)
文書 4 5	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 2)
文書 4 6	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 3)
文書 4 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 4)
文書 4 8	電信 (慰安婦問題関連) (6)
文書 4 9	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 5)
文書 5 0	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 6)
文書 5 1	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 7)
文書 5 2	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 8)
文書 5 3	電信 (慰安婦問題関連) (7)
文書 5 4	事務資料 (慰安婦問題関連) (2 9)
文書 5 5	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 0)
文書 5 6	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 1)
文書 5 7	電信 (慰安婦問題関連) (8)
文書 5 8	電信 (慰安婦問題関連) (9)
文書 5 9	電信 (慰安婦問題関連) (1 0)
文書 6 0	電信 (慰安婦問題関連) (1 1)
文書 6 1	電信 (慰安婦問題関連) (1 2)
文書 6 2	電信 (慰安婦問題関連) (1 3)
文書 6 3	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 2)
文書 6 4	電信 (慰安婦問題関連) (1 4)
文書 6 5	電信 (慰安婦問題関連) (1 5)
文書 6 6	電信 (慰安婦問題関連) (1 6)
文書 6 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 3)
文書 6 8	電信 (慰安婦問題関連) (1 7)
文書 6 9	電信 (慰安婦問題関連) (1 8)
文書 7 0	決裁書 (慰安婦問題関連) (2)
文書 7 1	電信 (慰安婦問題関連) (1 9)

文書 7 2	電信 (慰安婦問題関連) (2 0)
文書 7 3	電信 (慰安婦問題関連) (2 1)
文書 7 4	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 4)
文書 7 5	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 5)
文書 7 6	電信 (慰安婦問題関連) (2 2)
文書 7 7	電信 (慰安婦問題関連) (2 3)
文書 7 8	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 6)
文書 7 9	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 7)
文書 8 0	電信 (慰安婦問題関連) (2 3)
文書 8 1	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 8)
文書 8 2	電信 (慰安婦問題関連) (2 4)
文書 8 3	電信 (慰安婦問題関連) (2 5)
文書 8 4	事務資料 (慰安婦問題関連) (3 9)
文書 8 5	電信 (慰安婦問題関連) (2 6)
文書 8 6	電信 (慰安婦問題関連) (2 7)
文書 8 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 0)
文書 8 8	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 1)
文書 8 9	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 2)
文書 9 0	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 3)
文書 9 1	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 4)
文書 9 2	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 5)
文書 9 3	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 6)
文書 9 4	電信 (慰安婦問題関連) (2 8)
文書 9 5	電信 (慰安婦問題関連) (2 9)
文書 9 6	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 7)
文書 9 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 8)
文書 9 8	事務資料 (慰安婦問題関連) (4 9)
文書 9 9	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 0)
文書 1 0 0	電信 (慰安婦問題関連) (3 0)
文書 1 0 1	電信 (慰安婦問題関連) (3 1)
文書 1 0 2	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 1)
文書 1 0 3	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 2)
文書 1 0 4	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 3)
文書 1 0 5	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 4)
文書 1 0 6	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 5)
文書 1 0 7	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 6)
文書 1 0 8	事務資料 (慰安婦問題関連) (5 7)
文書 1 0 9	決裁書 (慰安婦問題関連) (3)

- 文書 1 1 0 電信（慰安婦問題関連）（3 2）
- 文書 1 1 1 事務資料（慰安婦問題関連）（5 8）
- 文書 1 1 2 事務資料（慰安婦問題関連）（5 9）
- 文書 1 1 3 電信（慰安婦問題関連）（3 3）
- 文書 1 1 4 事務資料（慰安婦問題関連）（6 0）
- 文書 1 1 5 事務資料（慰安婦問題関連）（6 1）
- 文書 1 1 6 事務資料（慰安婦問題関連）（6 2）
- 文書 1 1 7 事務資料（慰安婦問題関連）（6 3）
- 文書 1 1 8 事務資料（慰安婦問題関連）（6 4）
- 文書 1 1 9 事務資料（慰安婦問題関連）（6 5）
- 文書 1 2 0 事務資料（慰安婦問題関連）（6 6）
- 文書 1 2 1 事務資料（慰安婦問題関連）（6 7）
- 文書 1 2 2 事務資料（慰安婦問題関連）（6 8）
- 文書 1 2 3 事務資料（慰安婦問題関連）（6 9）
- 文書 1 2 4 事務資料（慰安婦問題関連）（7 0）
- 文書 1 2 5 事務資料（慰安婦問題関連）（7 1）
- 文書 1 2 6 事務資料（慰安婦問題関連）（7 2）
- 文書 1 2 7 事務資料（慰安婦問題関連）（7 3）
- 文書 1 2 8 事務資料（慰安婦問題関連）（7 4）
- 文書 1 2 9 事務資料（慰安婦問題関連）（7 5）
- 文書 1 3 0 事務資料（慰安婦問題関連）（7 6）
- 文書 1 3 1 事務資料（慰安婦問題関連）（7 7）
- 文書 1 3 2 事務資料（慰安婦問題関連）（7 8）
- 文書 1 3 3 事務資料（慰安婦問題関連）（7 9）
- 文書 1 3 4 事務資料（慰安婦問題関連）（8 0）
- 文書 1 3 5 事務資料（慰安婦問題関連）（8 1）
- 文書 1 3 6 事務資料（慰安婦問題関連）（8 2）
- 文書 1 3 7 事務資料（慰安婦問題関連）（8 3）
- 文書 1 3 8 事務資料（慰安婦問題関連）（8 4）
- 文書 1 3 9 事務資料（慰安婦問題関連）（8 5）
- 文書 1 4 0 事務資料（慰安婦問題関連）（8 6）
- 文書 1 4 1 事務資料（慰安婦問題関連）（8 7）
- 文書 1 4 2 同検討チームの閲覧に供した内閣官房が主管する全ての文書の件名，日付け，作成者（部署）名，同検討チームに提供した内閣官房が主管する全ての文書の件名，日付け，作成者（部署）名が分かる文書